

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業  
との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和3年湯河原町条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特別抑制区域)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める特別抑制区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める抑制区域は、別表第2に掲げる区域とする。

(事前協議)

第5条 条例第9条第1項の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 案内図
- (3) 事業計画案に係る平面図
- (4) 事業区域内の土地の公図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(届出)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (3) 保守点検及び維持管理に関する計画書（様式第5号）
- (4) 撤去及び処分に関する計画書（様式第6号）
- (5) 地元自治会等説明会報告書（様式第7号）
- (6) 位置図、案内図、再生可能エネルギー発電設備の施工図、地元自治会等への説明会の対象地区が分かる書類及び現況写真並びに事業区域内の土地登記事項証明書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 条例第11条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第8号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 事業者は、前2項の規定により届出をする場合には、正副2通を提出しなければならない。

（同意の通知）

第7条 町長は、条例第12条第1項に規定する同意の可否を決定したときは、その旨を事業者に通知するものとする。

（着手等の届出等）

第8条 条例第13条の規定による届出は、工事（着手・中止・再開・完了）届出書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 工事工程表（工事を中止し、又は完了する場合は、提出不要）

(2) 工事写真（工事に着手し、又は工事を再開する場合は、提出不要）

(3) 関係法令、条例等に基づく許可書等の写し

2 条例第13条の規定による届出後、工事に着手するときは、標識（様式第10号）を現場の出入口に掲げなければならない。

（稼働状況等に関する報告）

第9条 条例第14条第1項の規定による報告は、毎年度4月末日までに、前年度の稼働状況並びに使用済設備の撤去及び処分に係る費用の積立状況について、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（様式第11号）に撤去及び処分に係る費用の積立状況が分かる決算書等の写しを添付して行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（自然災害、人為的災害等の非常事態発生時）（様式第12号）に被害状況及び講じた対策の内容を確認することができる写真及び資料を添付して行うものとする。

（事業終了等の届出）

第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業終了届（様式第13号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 撤去及び処分の計画書

(2) 跡地利用の計画書（跡地利用の計画を策定していない場合は、提出不要）

2 条例第15条第3項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備撤去完了届（様式第14号）により行うものとする。

（身分証明書）

第11条 条例第16条第2項の証明書は、身分証明書（様式第15号）とする。

（指導、助言又は勧告）

第12条 条例第17条の規定により指導、助言又は勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告を受けた内容に適合するに至ったときは、指導・助言・勧告事項回答書（様式第16号）により町長に回答しなければならない。

（公表）

第13条 条例第18条第1項の規定による公表は、湯河原町条例等の公布に関する条例（昭和30年湯河原町条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第14条 事業者は、条例第18条第2項の規定により意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第17号）を提出して行うものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

| 特別抑制区域の名称             | 根拠法令等                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域森林計画により定めた森林の区域・保安林 | 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画により定めた森林の区域及び同法第25条第1項に規定する保安林                        |
| 砂防指定地                 | 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定される土地                                                        |
| 地すべり防止区域              | 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域                                                |
| 急傾斜地崩壊危険区域            | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域                                 |
| 宅地造成工事規制区域            | 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域                                             |
| 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域   | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 |

|                   |                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 津波浸水想定区域・津波災害警戒区域 | 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定による津波浸水想定及び同法第53条第1項の規定による津波災害警戒区域 |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|

別表第2（第4条関係）

| 抑制区域の名称                      | 根拠法令等                                                                        |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 国立公園特別地域                     | 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域                                          |
| 河川区域・河川保全区域                  | 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域                       |
| 農用地区域                        | 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画により定めた農用地区域                 |
| 鳥獣保護区                        | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区                       |
| 風致地区                         | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区                                        |
| 景観まちづくり推進地区                  | 湯河原町景観条例（平成19年湯河原町条例第3号）第5条第2項に規定する景観まちづくり推進地区                               |
| 国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地         | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定される有形文化財及び同法第109条第1項の規定により指定される記念物        |
| 県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地         | 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定される有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定される記念物 |
| 町指定重要文化財（有形文化財・史跡名勝天然記念物）所在地 | 湯河原町文化財保護条例（昭和46年湯河原町条例第21号）第3条の規定により指定される有形文化財及び史跡名勝天然記念物                   |
| 埋蔵文化財包蔵地                     | 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地                                                |